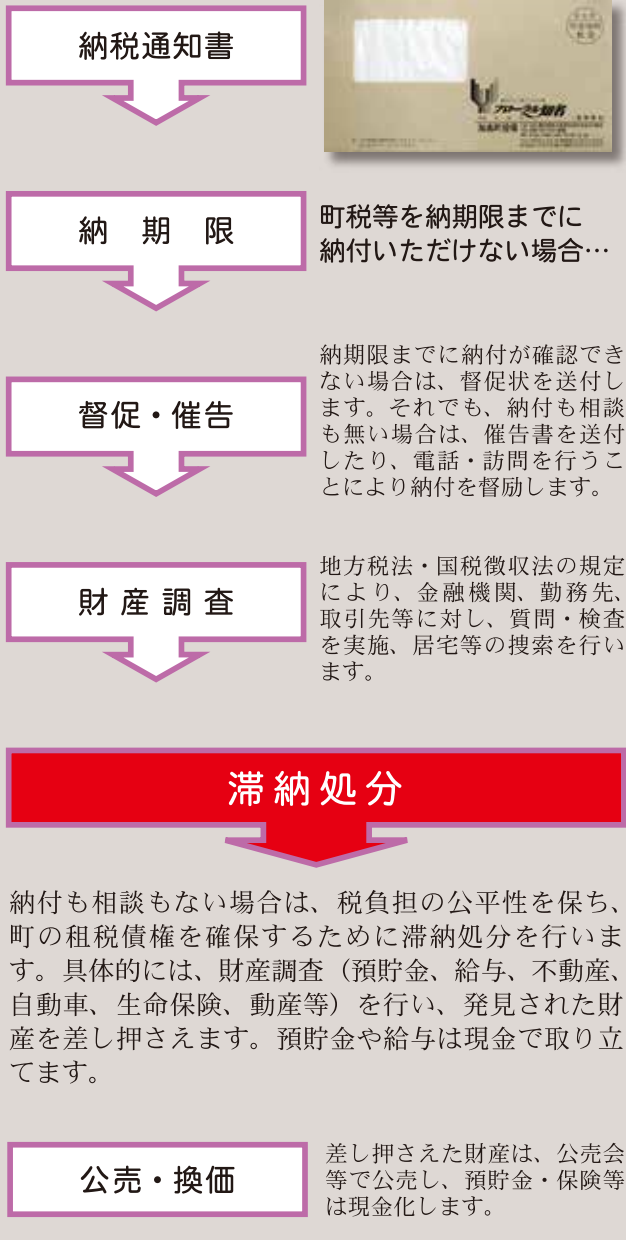


# 税務課では徴収強化に取り組んでいます！

税務課では、税の公平・公正を確保するため、他市町村同様に積極的に財産調査を実施し、自主的に納付しない滞納者に対し、財産の差押えなど滞納処分を実施します。

お心あたりのある方は、早急な納付もしくは納税相談をお願いします。

## 町税等の滞納処分の流れ



### ●滞納整理には経費がかかる

知名町が滞納者に対して行っている督促状や催告状の発送には、紙代、印刷代、郵送代をはじめ、それらの業務を行う職員の人件費が必要となります。これらの経費にも、結局は税金が使われることとなります。

滞納がなければこれらの経費は必要なくなります。  
納付期限内の納付にご協力いただきますようお願いいたします。

### ●税の納付よりも私債権（ローン等）を優先して返済したい

このような考えをお持ちの方がいるかもしれません。しかし、納税は憲法で定められた国民の義務です。

地方税法では、地方公共団体の徴収金は、強制換価手続による換価が行われたときに、特段の定めがある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収すると規定されており、優先的に徴収されます。

したがって、原則として納税を後回しとした私債権優先の返済は認められません。しかし、納税相談を行うことで、特別な事情が見受けられた場合に限り、納税を行いながら私債権の返済ができる場合もあります。

納付困難な滞納がある場合は、相談をお願いします。

## 滞納処分にならないためには・・・

### ●納付期限内の納付 ●相談（納付期限が困難な方）

- ◎口座振替
  - ◎金融機関窓口
- 課税の説明。また、資力状況によっては分割納付することもできます。

5月には固定資産税・軽自動車税、6月には町県民税、7月には国民健康保険税の納税通知書及び納付書が発送されます。年税額・納期・期別の金額等を確認しましょう。

お知らせ

## 絵画（知名町公民館講座）・写真展 同日開催

後援：知名町文化協会

日時：4/29（日）～5/5（土） 10時～17時 入場無料 ぜひみてね～♪



会場：知名町中央公民館（ホール）  
主催：知名町絵画教室  
代表：神川こずえ  
電話：090-7384-4364



会場：あしびの郷・ちな（ホワイエ）  
主催：知名町写友会  
代表：西村兼武  
電話：090-2519-1123